第3章 中小企業の特許料等の一律減免・ 猶予制度の導入

1. 改正の必要性

(1) 従来の制度

1) 料金

(i) 特許料

特許法第107条第1項は、特許料の納付について規定しており、特許権の設定の登録を受ける者又は特許権者は、特許料として、特許権の設定登録日から存続期間の満了までの各年について、同項中の表の上欄に掲げる区分に従い同表の下欄に掲げる金額を納付しなければならない旨を定めている。

なお、産業財産権に関する行政の運営経費である特許特別会計は、収支 相償の原則に基づき、必要な費用を受益者の負担により賄うこととなって いることから、特許料は、特許行政全体の経費を支弁するように決定され ている。

(ii) 審査請求料

特許法第195条第2項は各種手数料の納付について規定しており、別表第9号において、出願審査の請求をする者については、「1件につき16万8,600円に1請求項につき4,000円を加えた額」の範囲内において政令で定める額の手数料を納付しなければならないと規定している。

審査請求料も、特許特別会計の収支相償の原則に基づき、実費を勘案しつつ上限を法律で定めた上で、政令で具体的な額を定めることとされている。

(iii) 国際出願関連手数料

特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律(昭和53年法律第30号。以下「国際出願法」という。)第18条第2項は、受理官庁、国際調査機関及び国際予備審査機関としての我が国特許庁が徴収する各種手数料について規定している。具体的には、同項の表1の項において、特許庁による国際調査を受ける国際出願をする者が納付すべき手数料として、第3欄に掲げる送付手数料(下記表の①。以下同様に記載。)及び調査手数料(②)と、第4欄に掲げる国際事務局への国際出願手数料(④)を定めている。また、表2の項において、他の国際調査機関(欧州特許庁及びシンガポール知的所有権庁)による国際調査を受ける国際出願をする者が納付すべき手数料として、第3欄に掲げる送付手数料、第4欄に掲げる他の国際調査機関に対する調査手数料及び国際事務局への国際出願手数料を定めている。さらに、表3の項において、国際予備審査の請求をする者が納付すべき手数料として、第3欄に掲げる国際予備審査手数料(③)と、第4欄に掲げる取扱手数料(⑤)を定めている。

[国際出願関連手数料一覧]

種類	内容	受理機関	
①送付手数料	国際出願の受理、国際出願の国際事務局及び管轄国際調査機関への送付並びに受理官庁の資格において国際出願に関して行うべきその他の全ての任務の遂行に係る手数料	受理官庁	
②調査手数料	国際調査の実施並びに特許協力条約 及びその規則によって国際調査機関 に与えられたその他の全ての任務の 遂行に係る手数料	受理官庁が徴収 し、国際調査機関 へ移転	

③国際予備審査 手数料	国際予備審査の実施並びに特許協力 条約及びその規則によって国際予備 審査機関に与えられたその他の全て の任務の遂行に係る手数料	国際予備審査機関
④国際出願手数 料	WIPO国際事務局のための手数料	受理官庁が徴収 し、WIPO国際事 務局へ移転
⑤取扱手数料	WIPO国際事務局のための手数料	国際予備審査機関 が徴収し、WIPO 国際事務局へ移転

② 特許料等の減免等(特許法第109条及び第195条の2)

上述の特許料について、特許法は第109条においてその減免又は猶予の 規定を措置しており、特許庁長官は、特許権の設定の登録を受ける者又は 特許権者であって「資力を考慮して政令で定める要件」に該当する者が、「特 許料を納付することが困難であると認めるとき」は、政令で定めるところ により、第1年から第10年までの各年分の特許料を軽減し若しくは免除し、 又はその納付を猶予することができると規定している。

また、審査請求料については、同法第195条の2においてその減免の規定を措置しており、特許庁長官は、自己の特許出願について出願審査の請求をする者であって「資力を考慮して政令で定める要件」に該当する者が、「出願審査の請求の手数料を納付することが困難であると認めるとき」は、政令で定めるところにより、審査請求料を減免することができると規定している。

これらの規定は、資力上の制約により特許料や審査請求料が納付できないとの理由で特許権を取得できない場合には、出願人の発明を保護することができず、また、発明が保護されずそれが公開されなければ、第三者による発明の利用につながらないという点で、「発明を奨励し、もつて産業の発達に寄与する」(同法第1条)という特許法の目的が達成されないため、この状況を回避する目的で措置された規定である。

③ 特許法第109条及び第195条の2の沿革

(i) 特許法第109条の沿革

特許料の減免・猶予規定は、昭和34年法の制定時には、減免・猶予の対象を「貧困により特許料を納付する資力がない」個人に限定していたが、平成11年改正によって対象が、「資力に乏しい者として政令で定める要件に該当する者が、特許料を納付することが困難であると認めるとき」として、資力に乏しい法人及び個人に拡大された。その後、減免・猶予制度の対象を拡大すべく更なる要件緩和が図られ、平成23年改正によって、「資力を考慮して政令で定める要件に該当する者が、特許料を納付することが困難であると認めるとき」に改められている。

(ii) 特許法第195条の2の沿革

審査請求料の減免規定は、昭和34年法の制定時には存在しなかったが、昭和45年の法改正により、資力のない個人発明者等のために措置された。当時、減免対象は、「貧困により…出願審査の請求の手数料を納付する資力がない」個人に限定していたが、平成11年改正によって対象が、「資力に乏しい者として政令で定める要件に該当する者が、出願審査の請求の手数料を納付することが困難であると認めるとき」として、資力に乏しい法人及び個人に拡大された。その後、減免制度の対象を拡大すべく更なる要件緩和が図られ、平成23年改正によって、「資力を考慮して政令で定める要件に該当する者が、出願審査の請求の手数料を納付することが困難であると認めるとき」に改められている。

④ 他法による特許料等の特例

他方で、特許法以外の各種法律においては、それぞれの法目的に応じて 特許料の減免及び猶予が認められており、例えば、中小企業のものづくり 基盤技術の高度化に関する法律(平成18年法律第33号。以下「中小ものづ くり法」という。)第9条第1項は、経済産業大臣の認定を受けた特定研 究開発等認定計画に従って行われる特定研究開発等の成果に係る特許発明等について、特許料の減免又は猶予をすることができる旨を規定している。また、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律(平成10年法律第52号。以下「TLO法」という。)においては、第8条第1項において、特定大学技術移転事業(同法第2条第1項)の実施計画の承認を受けた事業者(以下「承認TLO」という。)が当該事業を実施するときは、特許料の減免又は猶予をすることができるとしている。これらの各種法律においては、審査請求料についても同様にその減免を措置している。

国際出願関連手数料については、産業競争力強化法(平成25年法律第98号)第66条第3項が減免措置を規定している。具体的には、特許庁長官は、産業競争力の強化に資するものとして経済産業省令で定める技術の分野に属する発明に係る日本語でされた国際出願をする者が、新たな産業の創出による産業競争力の強化に対する寄与の程度及び資力を考慮して政令で定める要件に該当する者であるときは、政令で定めるところにより、国際出願法第18条第2項の規定により納付すべき手数料を減免することができるとしている。当該規定は、中小企業等が成長市場の関連技術を利用して海外展開する際に、国際出願に要する費用が大きな課題となっていることから、減免措置を講じているものである。

[改正前の特許料等の減免・猶予措置]

根拠法	対象者	対象料金	軽減率
特許法	個人発明家(生活保護受給者、市町 村民税非課税者、所得税非課税者) 個人事業主(事業税非課税、事業開 始後10年未満)	料、特許料	1/2 (一部免除)
	法人(資本金3億円以下、法人税非 課税又は設立後10年未満、かつ他の 法人に支配されていない)		

産業技術力強化法	大学等研究者、大学等、試験研究独立行政法人、公設試験研究機関、試験研究地方独立行政法人 研究開発型中小企業等		1/2
		(1~10年)	
大学等における技 術に関する研究成 果の民間事業者へ の移転の促進に関 する法律	計画承認を受けた事業者(承認 TLO)、試験研究独立行政法人から の技術移転事業を行う事業者	審 查 請 求 料、特許料 (1~10年)	1/2
中小企業のものづ くり基盤技術の高 度化に関する法律	計画認定を受けた中小企業	審 査 請 求 料、特許料 (1~10年)	1/2
特定多国籍企業に よる研究開発事業 等の促進に関する 特別措置法	計画認定を受けた中小企業	審 査 請 求 料、特許料 (1~10年)	1/2
福島復興再生特別措置法	法律に規定する認定重点推進計画に 従って事業を行う中小企業	審 査 請 求 料、特許料 (1~10年)	1/2
地域経済牽引事業 の促進による地域 の成長発展の基盤 強化に関する法律	法律に規定する承認地域経済牽引事業を行う中小企業	審 査 請 求 料、特許料 (1~10年)	1/2
産業競争力強化法	小規模企業・中小ベンチャー	審 查 請 求 料、特許料 (1~10年)、 国際出願関 連手数料	2/3

(2) 改正の必要性

近年、IoTの普及により、様々なインフラや機器がインターネットを通じてつながり合う「第四次産業革命」と称される変化が、国内外において

急速に進展している。これに伴い、国際競争の激化やイノベーションの加速化が急速に進展していくことが見込まれるところ、地域経済を支え、かつ経営の意思決定が早い中小・中堅企業、迅速かつ大胆な挑戦が可能なベンチャー企業、そして高い研究能力を有する大学、高等専門学校、公的研究機関等の適切な知財に関する活動を振興することが、焦眉の課題となっている。

現状、中小企業による出願は15.3%にとどまっており(約26万件中、約4万件(2017年))、わが国の企業数の99.7%(2016年)、雇用の68.8%(2016年)、付加価値の52.9%(2015年)を占め、経済の基盤となる中小企業の知財に関する活動を重点的に支援することが産業の発達にとって不可欠となっている。また大学や承認TLOによる特許出願件数がこの10年間でほとんど変化していない(7,859件(2007年) \rightarrow 7,281件(2017年))というデータが示すように、大学等の知財活用が積極的に行われている状況とは言えず、国による施策が必要とされている状況である。

上述のとおり、昨今、中小・ベンチャー企業や大学等の知財に関する活動の支援の重要性が高まりつつあるところ、特許法第109条及び第195条の2は「資力を考慮」した要件に該当する者が、「特許料(審査請求料)を納付することが困難である」ときに減免・猶予が認められると規定しているため、対象が限定的となっている。個別法による特許料等の特例についても、多くの場合、その対象は計画の認定等を取得した者のみが対象となっており、同様に対象範囲が狭い。また、計画認定に係る手間や時間に鑑みて、特例の利用を躊躇している者も存在している。

上記の現状と課題に鑑みれば、特許料等の特例の対象要件を大幅に緩和して、中小・ベンチャー企業や大学といった、高い潜在能力を有するものの、資金や人材的制約によって、必ずしも十全に知財に関する活動を実施できていない者による発明を奨励し、産業の発達に寄与せしめることが必要である。

さらに、2017年の国内外の大学によるPCT国際出願の公開件数ランキ

ングをみると、上位10校のうちに日本の大学はランクインしていない。このような現状を踏まえると、中小企業や研究機関によるPCTに基づく国際出願についても、強力に支援する必要があるといえる。

2. 改正の概要

(1) 概要

中小企業、ベンチャー企業、大学といった高い潜在能力を有するものの、 資金や人材的制約によって、必ずしも十全な知財に関する活動を実施できていない者による発明を奨励し、産業の発達に寄与せしめるため、特許法第109条の2を新設し、「中小企業者、試験研究機関等その他の資力、研究開発及び技術開発を行う能力、産業の発達に対する寄与の程度等を総合的に考慮して政令で定める者」に対し、第1年から第10年までの各年分の特許料を軽減し若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる旨を規定する。同様に、同法第195条の2の2を新設し、「第109条の2第1項の政令で定める者」に対し、審査請求料を軽減し、又は免除することができる旨を規定する。

また、国際出願法に第18条の2を新設し、特許法新第109条の2の減免対象者と同様の者に対する国際出願関連手数料の減免を規定する。

(2) 改正に伴う審査請求料の値上げ

財政法(昭和22年法律第34号)第13条第2項は、「国が特定の事業を行う場合、特定の資金を保有してその運用を行う場合その他特定の歳入を以て特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合に限り、法律を以て、特別会計を設置するものとする」と規定しており、これに基づいて特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)第2章第15節において、特許特別会計が設けられている。財政法第13条第2項に「歳入をもって歳出に充て」ると規定されている以上、特許特別会計も収支相償

の原則に基づいてその運用が行われているところ、今般の特例措置によって中小企業等への特許料等の減免・猶予措置を講ずることによって歳入の減収が見込まれる。当該減収見込額についてこれを補うべく、審査請求料の値上げを政令改正により措置する(不正競争防止法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成31年政令第2号。以下「整備政令」という。)により、審査請求料の基本料金を 20,000円値上げし、138,000円とした。)。

3. 改正条文の解説

- (1) 特許法
- ◆特許法第109条の2 (新設)

(特許料の減免又は猶予)

第百九条 (略)

- 第百九条の二 特許庁長官は、特許権の設定の登録を受ける者又は特許権者であつて、中小企業者、試験研究機関等その他の資力、研究開発及び技術開発を行う能力、産業の発達に対する寄与の程度等を総合的に考慮して政令で定める者に対しては、政令で定めるところにより、第百七条第一項の規定による第一年から第十年までの各年分の特許料を軽減し若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる。
- <u>2</u> 前項の「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者を いう。
 - 一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用 する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、 建設業、運輸業その他の業種(次号から第四号までに掲げる業種 及び第五号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる

事業として営むもの

- 二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用 する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業(第 五号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業と して営むもの
- 三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使 用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス 業 (第五号の政令で定める業種を除く。) に属する事業を主たる 事業として営むもの
- 四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの
- 五 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額 以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令 で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種 に属する事業を主たる事業として営むもの
- 六 企業組合
- 七 協業組合
- 八 事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であって、政令で定めるもの
- 九 特定非営利活動法人(特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。)であつて、常時使用する従業員の数が三百人(小売業を主たる事業とする事業者については五十人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については百人)以下のもの
- 3 第一項の「試験研究機関等」とは、次の各号のいずれかに該当す

る者をいう。

- 一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する 大学(次号において「大学」という。)の学長、副学長、学部長、 教授、准教授、助教、講師、助手若しくはその他の職員のうち専 ら研究に従事する者、同条に規定する高等専門学校(同号及び第 四号において「高等専門学校」という。)の校長、教授、准教授、 助教、講師、助手若しくはその他の職員のうち専ら研究に従事す る者又は国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第 三項に規定する大学共同利用機関法人(次号において「大学共同 利用機関法人」という。)の長若しくはその職員のうち専ら研究 に従事する者
- 二 大学若しくは高等専門学校を設置する者又は大学共同利用機関 法人
- 三 大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の 促進に関する法律(平成十年法律第五十二号)第五条第二項に規 定する承認事業者
- 四 独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号) 第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)であつて、試験 研究に関する業務を行うもの(次号において「試験研究独立行政 法人」という。)のうち高等専門学校を設置する者以外のものと して政令で定めるもの
- 五 試験研究独立行政法人であつて政令で定めるもの(以下この号において「特定試験研究独立行政法人」という。)における技術に関する研究成果について、当該研究成果に係る特定試験研究独立行政法人が保有する特許権又は特許を受ける権利の譲渡を受け、当該特許権又は当該特許を受ける権利に基づいて取得した特許権についての譲渡、専用実施権の設定その他の行為により、当該研究成果の活用を行おうとする民間事業者に対し移転する事業

を行う者

- 六 公設試験研究機関(地方公共団体に置かれる試験所、研究所その他の機関(学校教育法第二条第二項に規定する公立学校を除く。)であつて、試験研究に関する業務を行うものをいう。)を設置する者
- 七 試験研究地方独立行政法人(地方独立行政法人(地方独立行政 法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地 方独立行政法人をいう。)のうち同法第六十八条第一項に規定す る公立大学法人以外のものであつて、試験研究に関する業務を行 うものをいう。)

① 特許料の減免又は猶予

特許法第109条の2を新設し、同条第1項において、「特許権の設定の登録を受ける者又は特許権者であつて、中小企業者、試験研究機関等その他の資力、研究開発及び技術開発を行う能力、産業の発達に対する寄与の程度等を総合的に考慮して政令で定める者」に対しては、「政令で定めるところにより、」1年目から10年目までの特許料を軽減し若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる旨を規定した。

② 「中小企業者」の定義(特許法新第109条の2第2項)

特許法新第109条の2第2項において、同条第1項の「中小企業者」を 定義した。

定義に当たっては、個別法の特許料等の減免規定のうち、最も広い「中小企業者」を対象としている地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成19年法律第40号。以下「地域未来投資法」という。)第2条第3項を参考とし、より幅広い中小企業者に対して減免の恩恵を受けられるよう措置した。

③ 「試験研究機関等」の定義(特許法新第109条の2第3項)

特許法新第109条の2第3項において、同条第1項の「試験研究機関等」 を定義した。

定義に当たっては、産業技術力強化法(平成12年法律第44号)第17条(大学等研究者等)並びにTLO法第8条(承認TLO)及び第13条(試験研究独立行政法人からの技術移転事業を行う者(以下「試験研究独法TLO」という。))を参考とし、これらの規定により減免の対象となっている者には引き続き減免の恩恵を受けさせることとした。

(i) 大学等研究者(第1号)

産業技術力強化法第17条第1項第1号を参考に、大学等研究者を規定した。

(ii) 大学等(第2号)

産業技術力強化法第17条第1項第2号を参考に、大学を設置する者又は 大学共同利用機関法人を規定した。

(iii) 承認TLO(第3号)

TLO法第5条第2項を参考に、承認TLOを規定した。

(iv) 試験研究独立行政法人(第4号)

産業技術力強化法第17条第1項第3号を参考に、試験研究独立行政法人 を規定した。

(v) 試験研究独法TLO(第5号)

TLO法第13条を参考に、試験研究独法TLOを規定した。

(vi) 公設試験研究機関(第6号)

産業技術力強化法第17条第1項第4号を参考に、公設試験研究機関を規 定した。

(vii) 試験研究地方独立行政法人(第7号)

産業技術力強化法第17条第1項第5号を参考に、試験研究地方独立行政 法人を規定した。

上述のとおり、具体的な減免対象者及び減免率は政令に委任されている ため、整備政令により特許法施行令(昭和 35 年政令第 16 号)を改正し、 それぞれ下記のとおり規定した。

◆特許法施行令第10条(新設)

(資力、研究開発及び技術開発を行う能力、産業の発達に対する寄 与の程度等を総合的に考慮して定める者)

- 第十条 特許法第百九条の二第一項の政令で定める者は、次に掲げる 者とする。
 - 一 次条第二項の申請書を提出する日(以下この条において「申請 日」という。)において、次のいずれかに該当する者(以下この 条において「中小事業者」という。)(第四号から第六号までに掲 げる者に該当する者及び当該中小事業者に対し中小事業者以外の 法人が特定支配関係を持つている場合における当該中小事業者を 除く。)
 - イ 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使 用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造 業、建設業、運輸業その他の業種(口からトまでに掲げる業種 を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

- □ 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使 用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業 に属する事業を主たる事業として営むもの
- 三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時 使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小 売業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 本 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使 用する従業員の数が九百人以下の会社及び個人であつて、ゴム 製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並 びに工業用ベルト製造業を除く。)に属する事業を主たる事業 として営むもの
- へ 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使 用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、ソフトウェア業又は情報処理サービス業に属する事業を主たる事業 として営むもの
- ト 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時 使用する従業員の数が二百人以下の会社及び個人であつて、旅 館業に属する事業を主たる事業として営むもの
- チ 企業組合
- <u>リ</u> <u>協業組合</u>
- ヌ 事業協同組合及び事業協同小組合並びに協同組合連合会
- ル 農業協同組合及び農業協同組合連合会
- <u>ヲ</u> 漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及 び水産加工業協同組合連合会

- ワ 森林組合及び森林組合連合会
- カ 商工組合及び商工組合連合会
- ヨ 商店街振興組合及び商店街振興組合連合会
- 夕 消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会
- レ 酒造組合、酒造組合連合会及び酒造組合中央会であつて、その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の三分の二以上が三億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時三百人以下の従業員を使用する者であるもの並びに酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会であつて、その直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の三分の二以上が五千万円(酒類卸売業者については、一億円)以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時五十人(酒類卸売業者については、百人)以下の従業員を使用する者であるもの
- 少 特定非営利活動法人(特定非営利活動促進法(平成十年法律 第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。) であつて、常時使用する従業員の数が三百人(小売業に属する 事業を主たる事業とする事業者については五十人、卸売業又は サービス業に属する事業を主たる事業とする事業者については 百人)以下のもの
- <u>申請日において、次のいずれかに該当する中小事業者(第四号</u>から第六号までに掲げる者に該当する者を除く。)
 - イ 個人であつて、申請日の属する年の前年(申請日の属する月 が一月から三月までである場合には、前々年)において試験研 究費等比率(一年間における試験研究費及び開発費(所得税法 施行令(昭和四十年政令第九十六号)第七条第一項第二号に規 定する開発費及び新たな事業の開始のために特別に支出する費 用をいう。)の合計額の事業所得に係る総収入金額に対する割

合をいう。以下このイにおいて同じ。)が百分の三を超えるもの(申請日において事業を開始した日以後二十七月を経過していないもののうち試験研究費等比率を算定することができないものにあつては、常勤の研究者の数が二人以上であり、かつ、当該研究者の数の事業主及び従業員の数の合計に対する割合が十分の一以上であるもの)

- 口 法人であつて、申請日の属する事業年度の前事業年度(申請日が前事業年度経過後二月以内である場合には、前々事業年度) において試験研究費等比率(一事業年度における試験研究費及び開発費(法人税法施行令(昭和四十年政令第九十七号)第十四条第一項第三号に規定する開発費及び新たな事業の開始のために特別に支出する費用をいう。)の合計額の収入金額(総収入金額から固定資産又は法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第二十一号に規定する有価証券の譲渡による収入金額を控除した金額をいう。)に対する割合をいう。以下この口において同じ。)が百分の三を超えるもの(申請日において設立の日以後二十六月を経過していないもののうち試験研究費等比率を算定することができないものにあつては、常勤の研究者の数が二人以上であり、かつ、当該研究者の数の常勤の役員及び従業員の数の合計に対する割合が十分の一以上であるもの)
- ハ その特許発明又は発明が中小企業等経営強化法(平成十一年 法律第十八号)第二条第十五項に規定する特定補助金等を交付 された新技術に関する研究開発の事業の成果に係るもの(当該 事業の終了の日から起算して二年以内に出願されたものに限 る。)である場合において、当該特定補助金等を交付された者
- 二 <u>その特許発明又は発明が中小企業等経営強化法第九条第二項</u> <u>に規定する承認経営革新計画に従つて行われる経営革新(同法</u> 第二条第七項に規定する経営革新をいう。)のための事業(技

術に関する研究開発に係るものに限る。)の成果に係るもの(当 該承認経営革新計画の終了の日から起算して二年以内に出願されたものに限る。)又はその成果を実施するために必要となる ものとして当該承認経営革新計画に従つて承継した特許権若し くは特許を受ける権利に係るものである場合において、当該経 営革新のための事業を行う者

- 本 その特許発明又は発明が中小企業等経営強化法第十一条第三項に規定する認定異分野連携新事業分野開拓計画に従つて行われる異分野連携新事業分野開拓(同法第二条第九項に規定する異分野連携新事業分野開拓をいう。)に係る事業(技術に関する研究開発に係るものに限る。)の成果に係るもの(当該認定異分野連携新事業分野開拓計画の終了の日から起算して二年以内に出願されたものに限る。)又はその成果を実施するために必要となるものとして当該認定異分野連携新事業分野開拓計画に従つて承継した特許権若しくは特許を受ける権利に係るものである場合において、当該異分野連携新事業分野開拓に係る事業を行う者
- へ その特許発明又は発明が中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律(平成十八年法律第三十三号)第五条第二項に規定する認定計画に従つて行われる特定研究開発等(同法第二条第三項に規定する特定研究開発等をいう。)の成果に係るもの(当該認定計画の終了の日から起算して二年以内に出願されたものに限る。)又はその成果を実施するために必要となるものとして当該認定計画に従つて承継した特許権若しくは特許を受ける権利に係るものである場合において、当該特定研究開発等を行う者
- 三 <u>申請日において、次のいずれかに該当する者(次号から第六号</u> までに掲げる者に該当する者を除く。)

- イ 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する大学(ロにおいて「大学」という。)の学長、副学長、学部長、教授、准教授、助教、講師、助手若しくはその他の職員のうち専ら研究に従事する者、同条に規定する高等専門学校(ロにおいて「高等専門学校」という。)の校長、教授、准教授、助教、講師、助手若しくはその他の職員のうち専ら研究に従事する者又は国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第三項に規定する大学共同利用機関法人(ロにおいて「大学共同利用機関法人」という。)の長若しくはその職員のうち専ら研究に従事する者に従事する者
- <u>ロ</u> 大学若しくは高等専門学校を設置する者又は大学共同利用機 関法人
- <u>ハ</u> 大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転 の促進に関する法律(平成十年法律第五十二号)第五条第二項 に規定する承認事業者
- <u>二</u>独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。ホにおいて同じ。)であつて、別表に掲げるもの
- 本 別表に掲げる独立行政法人における技術に関する研究成果に ついて、当該研究成果に係る当該独立行政法人が保有する特許 権又は特許を受ける権利の譲渡を受け、当該特許権又は当該特 許を受ける権利に基づいて取得した特許権についての譲渡、専 用実施権の設定その他の行為により、当該研究成果の活用を行 おうとする民間事業者に対し移転する事業を行う者
- △ 公設試験研究機関(地方公共団体に置かれる試験所、研究所 その他の機関(学校教育法第二条第二項に規定する公立学校を 除く。)であつて、試験研究に関する業務を行うものをいう。) を設置する者

- ト 試験研究地方独立行政法人(地方独立行政法人(地方独立行政法人(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。)のうち同法第六十八条第一項に規定する公立大学法人以外のものであつて、試験研究に関する業務を行うものをいう。)
- 四 申請日において、次のいずれかに該当する事業者 (第六号に掲 げる者に該当する者を除く。)
 - イ 常時使用する従業員の数が二十人(商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者にあつては、五人。ロにおいて同じ。)以下である個人
 - 口 常時使用する従業員の数が二十人以下である法人(当該法人 に対し中小事業者以外の法人が特定支配関係を持つている場合 における当該法人を除く。)
- <u>五</u> 申請日において、次のいずれかに該当する事業者(次号に掲げる者に該当する者を除く。)
 - <u>イ</u> その事業を開始した日以後十年を経過していない個人
 - 口 特定法人であつて、その設立の日以後十年を経過していない もの(以下この口において「創業特定法人」という。)(当該創業特定法人に対し特定法人以外の法人が特定支配関係を持つている場合における当該創業特定法人を除く。)
- 六 申請日において、福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律 第二十五号)第八十三条に規定する認定重点推進計画に基づき同 法第八十一条第二項第四号に規定する福島国際研究産業都市区域 において事業を行う中小事業者(その特許発明又は発明が当該事 業の成果に係るもの(当該認定重点推進計画の期間の終了の日か ら起算して二年以内に出願されたものに限る。)である場合にお いて、当該事業を行う者に限る。)

① 中小事業者(第1号)

地域未来投資法第2条第3項に規定する「中小企業者」を基本に、「中 小事業者」を規定した。

規定に当たり、大企業の子会社である中小企業者については、親会社から資金援助を受けられる環境にあるため、特許法新第109条の2第1項に規定する資力を考慮して定める者に該当せず、また、大企業が減免制度の恩典を受ける目的で中小企業者たる子会社を設立するといった制度の濫用を防ぐ必要があることから、原則として減免対象から除くこととした。これにより、特許法施行令新第10条第1号に該当する者は、特許新第109条の2第1項に規定する「中小企業者」とは異なる者となることから、「中小事業者」と定義している。

② 特定中小事業者(第2号)

上述のとおり、大企業の子会社である中小事業者は減免対象から除外したが、特に研究開発や技術開発、新事業活動を行う能力が高い者に対しては、政策的見地から、大企業の子会社であっても、例外的に減免対象とすることが望ましい。したがって、産業技術力強化法第18条及び中小ものづくり法第9条により特許料等の特例を措置している下記に掲げる者については、大企業の子会社であっても減免対象とすることとした。

- (i) 試験研究費等比率が3%を超える中小事業者
- (ii) 中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号。以下「経営強化法」という。) の特定補助金等を交付された中小事業者
- (iii) 経営強化法の承認経営革新計画に従って行われる経営革新のための事業を行う中小企業者
- (iv) 経営強化法の認定異分野連携新事業分野開拓計画に従って行われる異分野連携新事業分野開拓に係る事業を行う中小事業者
- (v) 中小ものづくり法の認定を受けた特定研究開発等計画に従って行われる特定研究開発等を行う中小事業者

③ 試験研究機関等(第3号)

特許法新第109条の2第3項に規定した「試験研究機関等」を改めて規定した。なお、試験研究機関等を規定する際に参考とした産業技術力強化法第17条に規定する減免対象者に対しては、産業技術力強化法施行令(平成12年政令第206号)第1条の2により、その試験研究機関等に所属する研究者の職務発明を継承していること等の職務発明に係る要件が課されていた。しかしながら、当該要件は同法の基本理念(「国、地方公共団体、産業技術研究法人、大学及び事業者の相互の密接な連携の下に、創造性のある研究及び開発を行うとともに、その成果の企業化を行う能力を強化する」こと(同法第3条第1項))の要請によるものであり、試験研究機関等を特許法施行令に規定して減免対象とする場合には、必ずしも当該職務発明に係る要件を課す必要はないことから、同令新第10条第3号に試験研究機関等を規定するに当たっては、当該要件は規定しないこととした。

④ 小規模企業 (第4号)

小規模企業(常時使用する従業員の数が20人(商業又はサービス業に属する事業を営む者である場合は、5人。)以下である個人及び法人)は、その知識及び技能を活用して多様な事業を創出する能力が高い一方で、資力に乏しく、特に厚い政策的な支援が必要とされているため、小規模企業を規定することとし、特に軽減率を高くした。

⑤ ベンチャー企業(第5号)

ベンチャー企業(事業開始日以後10年を経過していない個人及び設立日 以後10年を経過していない法人(その事業活動を他の法人に支配されているものを除く。))は、高い成長・雇用創出能力を有する一方で、資力に乏 しく、創業・ベンチャー支援の観点から特に厚い政策的な支援が必要とさ れているため、ベンチャー企業を規定することとし、特に軽減率を高くし た。

⑥ 福島復興関連中小事業者(第6号)

福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号)第81条が規定する重点推進計画に係る事業を行う中小事業者(以下「福島復興関連中小事業者」という。)は、研究開発及び技術開発を行う能力を有することに加え、事業対象が、医薬品、医療機器、廃炉、ロボット等の、投資額が大きく、事業化までに時間を要する分野に限定されていることから、特に厚い政策的な支援が必要とされている。したがって、特許料等の特例を規定している同法第84条を参考に、福島復興関連中小事業者を規定することとし、特に軽減率を高くした。

◆特許法施行令第12条第3項から第5項まで(新設)

(特許料の減免)

第十二条 (略)

- 2 (略)
- 3 特許庁長官は、第十条第一号から第三号までのいずれかに該当す る者から前条第二項の申請書の提出があつたときは、特許法第百七 条第一項の規定による第一年から第十年までの各年分の特許料の金 額の二分の一に相当する額を軽減するものとする。
- 4 特許庁長官は、第十条第四号又は第五号に該当する者から前条第 二項の申請書の提出があつたときは、特許法第百七条第一項の規定 による第一年から第十年までの各年分の特許料の金額の三分の二に 相当する額を軽減するものとする。
- 5 特許庁長官は、第十条第六号に該当する者から前条第二項の申請 書の提出があつたときは、特許法第百七条第一項の規定による第一 年から第十年までの各年分の特許料の金額の四分の三に相当する額 を軽減するものとする。
- 6 (略)

整備政令により特許法施行令新第12条に第3項から第5項までを新設し、上記の者に対する軽減率を規定した。

規定に当たっては、特許法第109条の「資力に乏しい者」に対する軽減率が1/2とされていることを参考に、基本の軽減率を1/2とした上で、同法新第109条の2第1項に規定する減免の考慮要素である「資力」、「研究開発及び技術開発を行う能力」、「産業の発達に対する寄与の程度」を考慮して、政策的意義の高い者に対しては、これよりも高い軽減率を定めている。

① 中小事業者、特定中小事業者及び試験研究機関等(特許法施行令新第 12条第3項)

基本の軽減率である1/2とした。

② 小規模企業及びベンチャー企業 (特許法施行令新第12条第4項)

小規模企業及びベンチャー企業は、資力に乏しいことに加え、成長性や 多様な事業を創出する能力に秀でており、産業の発達に対する寄与の程度 が特に高いため、軽減率を2/3とした。

③ 福島復興関連中小事業者(特許法施行令新第12条第5項)

福島復興関連中小事業者は、資力に乏しいことに加え、政策的意義の大きい研究・技術開発を行う者に限定されており、また、事業対象の分野は特許による保護の役割が大きく、「発明の奨励による産業の発達への寄与」という特許法の法目的に鑑みれば、より手厚い政策的支援が必要であることから、軽減率を3/4とした。

◆特許法第195条の2の2 (新設)

(出願審査の請求の手数料の減免)

第百九十五条の二 (略)

第百九十五条の二の二 特許庁長官は、自己の特許出願について出願 審査の請求をする者であつて、第百九条の二第一項の政令で定める 者に対しては、政令で定めるところにより、第百九十五条第二項の 規定により納付すべき出願審査の請求の手数料を軽減し、又は免除 することができる。

特許法第195条の2の2を新設し、「第109条の2第1項の政令で定める者」に対しては、審査請求料を軽減し、又は免除することができる旨を規定した。

上述のとおり、具体的な減免率は政令に委任されているため、整備政令により特許法等関係手数料令(昭和35年政令第20号)を改正し、下記のとおり規定した。

◆特許法等関係手数料令第1条の4第3項から第5項まで(新設)

(出願審査の請求の手数料の減免)

第一条の四 (略)

- 2 (略)
- 3 特許庁長官は、特許法施行令第十条第一号から第三号までのいず れかに該当する者から前条第二項の申請書の提出があつたときは、 第一条第二項の表第九号の規定により計算される出願審査の請求の 手数料の金額の二分の一に相当する額を軽減するものとする。
- 4 特許庁長官は、特許法施行令第十条第四号又は第五号に該当する

者から前条第二項の申請書の提出があつたときは、第一条第二項の 表第九号の規定により計算される出願審査の請求の手数料の金額の 三分の二に相当する額を軽減するものとする。

- 5 特許庁長官は、特許法施行令第十条第六号に該当する者から前条 第二項の申請書の提出があつたときは、第一条第二項の表第九号の 規定により計算される出願審査の請求の手数料の金額の四分の三に 相当する額を軽減するものとする。
- 6 (略)

審査請求料の軽減率は、特許料の場合と同様に、①中小事業者、特定中小事業者及び試験研究機関等については1/2、②小規模企業及びベンチャー企業については2/3、③福島復興関連中小事業者については3/4とした。

(2) 国際出願法

◆特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律第18条の2 (新設)

(手数料の減免)

第十八条の二 特許庁長官は、日本語でされた国際出願をする者であって、中小企業者(特許法第百九条の二第二項に規定する中小企業者をいう。)、試験研究機関等(同条第三項に規定する試験研究機関等をいう。)その他の資力、研究開発及び技術開発を行う能力、産業の発達に対する寄与の程度等を総合的に考慮して政令で定める者に対しては、政令で定めるところにより、前条第二項の規定により納付すべき手数料(同項の表の第三欄に掲げる金額の範囲内において同項の政令で定める金額に係る部分に限る。)を軽減し、又は免除することができる。

国際出願法にはこれまで国際出願関連手数料の減免規定は存在しなかったところ、同法に第18条の2を新設し、「中小企業者(特許法第109条の2第2項に規定する中小企業者をいう。)、試験研究機関等(同条第3項に規定する試験研究機関等をいう。)その他の資力、研究開発及び技術開発を行う能力、産業の発達に対する寄与の程度等を総合的に考慮して政令で定める者」に対し、「政令で定めるところにより、」国際出願関連手数料を軽減し、又は免除することができる旨を規定した。

なお、当該減免規定により減免される対象となる手数料は、国際出願法 第18条第2項に規定されている各種手数料のうち、受理官庁等たる日本国 特許庁に納付される送付手数料 (P.32の①)・調査手数料 (P.32の②)・国 際予備審査手数料 (P.33の③) である。

上述のとおり、具体的な減免対象者及び減免率は政令に委任されている ため、整備政令により特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行 令(昭和53年政令第291号)を改正し、それぞれ下記のとおり規定した。

◆特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行令第3条(新設)

(資力、研究開発及び技術開発を行う能力、産業の発達に対する寄 与の程度等を総合的に考慮して定める者)

第三条 法第十八条の二の政令で定める者は、特許法施行令(昭和 三十五年政令第十六号)第十条各号のいずれかに該当する者とする。

国際出願関連手数料の減免対象者は、特許料の減免対象者を規定した特許法施行令第10条を引用し、特許料の場合と同様に規定した。

◆特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行令第5条(新設)

(手数料の軽減)

- 第五条 特許庁長官は、特許法施行令第十条第一号から第三号までの いずれかに該当する者から前条の申請書の提出があつたときは、第 二条第二項第一号及び第三号に掲げる手数料の金額の二分の一に相 当する額を軽減するものとする。
- 2 特許庁長官は、特許法施行令第十条第四号又は第五号に該当する 者から前条の申請書の提出があつたときは、第二条第二項第一号及 び第三号に掲げる手数料の金額の三分の二に相当する額を軽減する ものとする。
- 3 特許庁長官は、特許法施行令第十条第六号に該当する者から前条 の申請書の提出があつたときは、第二条第二項第一号及び第三号に 掲げる手数料の金額の四分の三に相当する額を軽減するものとす る。

4 (略)

国際出願関連手数料の軽減率は、特許料の場合と同様に、①中小事業者、特定中小事業者及び試験研究機関等については1/2、②小規模企業及びベンチャー企業については2/3、③福島復興関連中小事業者については3/4とした。

4. 他法の関連改正

(1) 個別法の特許料等の特例の廃止

上記改正によって、特許法第109条の2第2項の「中小企業者」及び第 3項の「試験研究機関等」が個別法の特許料等の減免対象者の全てを包含 することとなるため、原則として、個別法の特許料等の特例規定を廃止し た。

◆大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律第8条(廃止)

(特許料等の特例)

- 第八条 特許庁長官は、承認事業者が特定大学技術移転事業を実施するときは、政令で定めるところにより、特許法(昭和三十四年法律第百二十一号)第百七条第一項の規定による第一年から第十年までの各年分の特許料を軽減し若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる。
- 2 特許庁長官は、承認事業者が特定大学技術移転事業を実施すると きは、政令で定めるところにより、自己の特許出願について特許法 第百九十五条第二項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数 料を軽減し、又は免除することができる。
- ◆大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律第12条(存置)

(特許料の特例等)

第十二条 国の試験研究機関であって政令で定めるもの(以下「特定 試験研究機関」という。)における技術に関する研究成果について、 当該研究成果に係る国有の特許権若しくは特許を受ける権利又は国 有の実用新案権若しくは実用新案登録を受ける権利の譲渡を受け、 当該特許権若しくは当該特許を受ける権利に基づいて取得した特許 権又は当該実用新案権若しくは当該実用新案登録を受ける権利に基 づいて取得した実用新案権についての譲渡、専用実施権の設定その 他の行為により、当該研究成果の活用を行おうとする民間事業者に 対し移転する事業を行う者は、当該特定試験研究機関を所管する大臣に申請して、その事業が次の各号のいずれにも適合している旨の認定を受けることができる。

一~三(略)

2 · 3 (略)

- 4 特許法<u>(昭和三十四年第百二十一号)</u>第百七条第二項の規定は、 次に掲げる特許権であって当該認定事業者に属するものに準用す る。
 - 一 認定事業者が国から譲渡を受けた特定試験研究機関における技 術に関する研究成果に係る特許を受ける権利に基づいて取得した 特許権
 - 二 認定事業者が国から譲渡を受けた特定試験研究機関における技 術に関する研究成果に係る特許権

5~8 (略)

9 第四項から前項までの規定は、認定事業者が国から譲渡を受けた 特定試験研究機関における技術に関する研究成果に係る実用新案登 録を受ける権利、認定事業者が国から譲渡を受けた特定試験研究機 関における技術に関する研究成果に係る実用新案登録を受ける権利 に基づいて取得した実用新案権及び認定事業者が国から譲渡を受け た特定試験研究機関における技術に関する研究成果に係る実用新案 権であって当該認定事業者に属するものに準用する。この場合にお いて、第四項中「特許法」(昭和三十四年法律第百二十一号) 第百七 条第二項」とあるのは「実用新案法(昭和三十四年法律第百二十三 号)第三十一条第二項」と、第五項中「特許法第百九十五条第四項」 とあるのは「実用新案法第五十四条第三項」と、第六項中「特許法 第百九十五条第一項又は第二項」とあるのは「実用新案法第五十四 条第一項又は第二項」と、「出願審査の請求の手数料」とあるのは「同 条第四項しと読み替えるものとする。

◆大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律第13条(廃止)

第十三条 独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)であって試験研究に関する業務を行うものとして政令で定めるもの(以下「試験研究独立行政法人」という。)における技術に関する研究成果について、当該研究成果に係る試験研究独立行政法人が保有する特許権又は特許を受ける権利の譲渡を受け、当該特許権又は当該特許を受ける権利に基づいて取得した特許権についての譲渡、専用実施権の設定その他の行為により、当該研究成果の活用を行おうとする民間事業者に対し移転する事業(以下「試験研究独立行政法人技術移転事業」という。)を行う者は、当該試験研究独立行政法人を所管する大臣に申請して、その事業が次の各号のいずれにも適合している旨の認定を受けることができる。

一~三 (略)

2 (略)

- 3 特許庁長官は、第一項の認定を受けた者が同項に規定する試験研究独立行政法人技術移転事業を実施するときは、政令で定めるところにより、特許法第百七条第一項の規定による第一年から第十年までの各年分の特許料を軽減し若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる。
- 4 特許庁長官は、第一項の認定を受けた者が同項に規定する試験研究独立行政法人技術移転事業を実施するときは、政令で定めるところにより、自己の特許出願について特許法第百九十五条第二項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料を軽減し、又は免除す

TLO法第8条は承認TLO、第13条は試験研究独法TLOに対する特許料及び審査請求料の減免を規定していたが、今般の改正で試験研究機関等向けの特許料及び審査請求料の減免に関する一般的な規定を特許法に措置することから、いずれも廃止した。また、これに伴い、独立行政法人に対する同法の支援措置がなくなるところ、同法第1条の「国の試験研究機関等」は「国の試験研究機関」及び「独立行政法人」を意味していたことから、これを「国の試験研究機関」と改めた。

具体的には、TLO法第1条の「試験研究機関等」を「試験研究機関」 に改めるとともに、第8条及び第13条を削り、所要の条番号の修正を行っ た。

なお、TLO法第12条については、国の試験研究機関から権利譲渡を受けた認定TLOの特許権について、「国に属する特許権」と同様、特許法第107条第2項によって特許料の納付を免除することを規定しているものであり、TLO法第12条と特許法新第109条の2等ではその趣旨が異なるため、TLO法上に存置している。ただし、TLO法第8条を削ったことに伴い、条番号の修正等を行っている。

また、平成16年4月の国立大学法人化に伴い、国立大学等に帰属する特許権等は国立大学法人に承継され、従来、国立大学から権利譲渡を受けた認定TLO(以下「国立大学認定TLO」という。)に属するものとして、特許料等全額免除規定の対象であった特許権等は、以後は承認TLOに属する特許権等として、半額軽減規定の対象となることとなった。その際、承認TLOが国立大学法人から譲渡を受けた特許権等のうち、平成19年3月までの出願日を有するものについては、国立大学認定TLOと同様の免除規定を適用する旨をTLO法附則第3条に規定したが、当該規定も今般の改正とは無関係であるため、TLO法上に存置している。

◆産業技術力強化法第17条 (廃止)

(特許料等の特例)

- 第十七条 特許庁長官は、特許法(昭和三十四年法律第百二十一号) 第百七条第一項の規定による第一年から第十年までの各年分の特許 料を納付すべき者が次に掲げる者であって産業技術力の強化を図る ため特に必要なものとして政令で定める要件に該当するものである ときは、政令で定めるところにより、特許料を軽減し若しくは免除 し、又はその納付を猶予することができる。
 - 一 学校教育法第一条に規定する大学(以下この条において単に「大学」という。)の学長、副学長、学部長、教授、准教授、助教、講師、助手若しくはその他の職員のうち専ら研究に従事する者、同法第一条に規定する高等専門学校(以下この条において単に「高等専門学校」という。)の校長、教授、准教授、助教、講師、助手若しくはその他の職員のうち専ら研究に従事する者又は国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第三項に規定する大学共同利用機関法人(以下単に「大学共同利用機関法人」という。)の長若しくはその職員のうち専ら研究に従事する者(以下「大学等研究者」と総称する。)
 - 二 大学若しくは高等専門学校を設置する者又は大学共同利用機関 法人
 - 三 試験研究独立行政法人(独立行政法人のうち高等専門学校を設置する者であるもの以外のものであって、試験研究に関する業務を行うものとして政令で定めるものをいう。)
 - 四 公設試験研究機関(地方公共団体に置かれる試験所、研究所その他の機関(学校教育法第二条第二項に規定する公立学校を除く。)であって、試験研究に関する業務を行うものをいう。)を設置する者

- 五 試験研究地方独立行政法人(地方独立行政法人のうち地方独立 行政法人法第六十八条第一項に規定する公立大学法人以外のもの であって、試験研究に関する業務を行うものをいう。)
- 2 特許庁長官は、自己の特許出願について出願審査の請求をする者が前項各号に掲げる者であって産業技術力の強化を図るため特に必要なものとして政令で定める要件に該当するものであるときは、政令で定めるところにより、特許法第百九十五条第二項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料を軽減し、又は免除することができる。

◆産業技術力強化法第18条 (廃止)

- 第十八条 特許庁長官は、特許法第百七条第一項の規定による第一年から第十年までの各年分の特許料を納付すべき者が産業技術力の強化を図るため特に必要なものとして政令で定める要件に該当する者であるときは、政令で定めるところにより、特許料を軽減し若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる。
- 2 特許庁長官は、自己の特許出願について出願審査の請求をする者 が産業技術力の強化を図るため特に必要なものとして政令で定める 要件に該当する者であるときは、政令で定めるところにより、特許 法第百九十五条第二項の規定により納付すべき出願審査の請求の手 数料を軽減し、又は免除することができる。

産業技術力強化法第17条は、大学等研究者、大学等、公設試験研究機関、 試験研究独立行政法人、地方試験研究独立行政法人、同法第18条は研究開 発型中小企業等に対する特許料及び審査請求料の減免を規定していたが、 今般の改正で中小企業者及び試験研究機関等向けの特許料及び審査請求料 の減免に関する一般的な規定を特許法に措置することから、いずれも廃止 した。

具体的には、産業技術力強化法第17条及び第18条を削るとともに、条番号を修正するなどの所要の改正を行った。また、TLO法第12条第1項が同法第11条第1項となるため、産業技術力強化法第16条の「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律(平成10年法律第52号)第12条第1項」を「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律(平成10年法律第52号)第11条第1項」に改正した。

なお、平成16年4月の国立大学法人化に伴い、国立大学等に係る機関に 所属する特許について、特許法第107条及び第195条における特許料及び審 査請求料の全額免除規定から、産業技術力強化法第16条(平成16年4月当 時。その後第17条に条番号を修正)における半減措置に移行した際、これ について3年間の猶予期間を設け、平成19年4月から施行する旨を産業技 術力強化法附則第3条に規定したが、当該規定は今般の改正とは無関係で あるため、産業技術力強化法上に存置している。

◆中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律第9条(廃止)

(特許料等の特例)

第九条 特許庁長官は、認定計画に従って行われる特定研究開発等の成果に係る特許発明(当該認定計画における特定研究開発等の実施期間の終了日から起算して二年以内に出願されたものに限る。)又は当該特許発明を実施するために認定計画に従って承継した特許権若しくは特許を受ける権利に係る特許発明について、特許法(昭和三十四年法律第百二十一号)第百七条第一項の規定による第一年から第十年までの各年分の特許料を納付すべき者が当該特定研究開発等を行う中小企業者であるときは、政令で定めるところにより、特許料を軽減し若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる。

2 特許庁長官は、認定計画に従って行われる特定研究開発等の成果 に係る発明(当該認定計画における特定研究開発等の実施期間の終 了日から起算して二年以内に出願されたものに限る。)又は当該発明 を実施するために認定計画に従って承継した特許を受ける権利に係 る発明に関する自己の特許出願について、その出願審査の請求をす る者が当該特定研究開発等を行う中小企業者であるときは、政令で 定めるところにより、特許法第百九十五条第二項の規定により納付す べき出願審査の請求の手数料を軽減し、又は免除することができる。

中小ものづくり法第9条は、同法の特定研究開発計画を行う中小企業者に対する特許料及び審査請求料の減免を規定していたが、今般の改正で中小企業者向けの特許料及び審査請求料の減免に関する一般的な規定を特許法に措置することから、同条を廃止した。

具体的には、中小ものづくり法第9条を削るとともに、条番号を修正する改正を行った。また、これに伴い、同法第14条第1項の「<u>第12条</u>の規定」を「第11条の規定」に改正した。

◆地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律 第21条(廃止)

(特許法の特例)

第二十一条 特許庁長官は、承認地域経済牽引事業の成果に係る特許 発明(承認地域経済牽引事業計画の計画期間の終了日から起算して 二年以内に出願されたものに限る。)又は当該特許発明を実施する ために承認地域経済牽引事業計画に従って承継した特許権若しくは 特許を受ける権利に係る特許発明について、特許法(昭和三十四年 法律第百二十一号)第百七条第一項の規定による第一年から第十年 までの各年分の特許料を納付すべき者が承認地域経済牽引事業を行

- う中小企業者であるときは、政令で定めるところにより、特許料を 軽減し、若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる。
- 2 特許庁長官は、承認地域経済牽引事業の成果に係る発明(承認地域経済牽引事業計画の計画期間の終了日から起算して二年以内に出願されたものに限る。)又は当該発明を実施するために承認地域経済牽引事業計画に従って承継した特許を受ける権利に係る発明に関する自己の特許出願について、その出願審査の請求をする者が承認地域経済牽引事業を行う中小企業者であるときは、政令で定めるところにより、特許法第百九十五条第二項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料を軽減し、又は免除することができる。

地域未来投資法第21条は、同法の承認地域経済牽引事業を行う中小企業 者に対する特許料及び審査請求料の減免を規定していたが、今般の改正で 中小企業者向けの特許料及び審査請求料の減免に関する一般的な規定を特 許法に措置することから、同条を廃止した。

具体的には、地域未来投資法第21条を「削除」とする等の改正を行った。

◆福島復興再生特別措置法第81条第3項第1号(改正)

(重点推進計画の認定)

第八十一条 福島県知事は、福島復興再生基本方針に即して、再生可能エネルギー源(太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができると認められるものをいう。第八十六条において同じ。)の利用、医薬品、医療機器、廃炉等(原子力損害賠償・廃炉等支援機構法(平成二十三年法律第九十四号)第一条に規定する廃炉等をいう。次項第四号及び第八十六条において同じ。)、ロボット及び農林水産業に関する研究開発を行う拠点の整備を通じた新たな産業の創出及び産業の国際競争

力の強化に寄与する取組その他先導的な施策への取組の重点的な推進に関する計画(以下「重点推進計画」という。)を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。

- 2 (略)
- 3 前項第四号ロに掲げる事項には<u>、ロボットに係る新たな製品又は</u> 新技術の開発に関する試験研究を行う事業に関する次に掲げる事項 を定めることができる。
 - 一 当該事業の内容及び実施主体
 - 二 その他当該事業の実施に関し必要な事項
- 4 福島県知事は、重点推進計画を作成しようとするときは、あらか じめ、関係市町村長(重点推進計画に<u>前項に規定する</u>事項を定めよ うとする場合にあっては、関係市町村長及び<u>同項第一号に掲げる</u>実 施主体。次項において同じ。)の意見を聴かなければならない。
- 5 · 6 (略)
- 7 内閣総理大臣は、前項の認定をしようとするときは、重点推進計画に定められた重点推進事項(第八十三条に規定する事業、第八十五条に規定する措置又は第八十六条から第八十八条までに規定する施策に係る事項をいう。)について、当該重点推進事項に係る関係行政機関の長の同意を得なければならない。
- 8 (略)

◆福島復興再生特別措置法第84条(廃止)

(特許料等の特例)

第八十四条 特許庁長官は、認定重点推進計画(第八十一条第三項第一号に掲げる事項に係る部分に限る。次項において同じ。)に基づいて行う同号に規定する事業の成果に係る特許発明(当該認定重点推進計画に定められた同号ロの実施期間の終了日から起算して二年

以内に出願されたものに限る。)について、特許法(昭和三十四年 法律第百二十一号)第百七条第一項の規定による第一年から第十年 までの各年分の特許料を納付すべき者が当該事業を行う中小企業者 であるときは、政令で定めるところにより、特許料を軽減し若しく は免除し、又はその納付を猶予することができる。

2 特許庁長官は、認定重点推進計画に基づいて行う第八十一条第三項第一号に規定する事業の成果に係る発明(当該認定重点推進計画に定められた同号ロの実施期間の終了日から起算して二年以内に出願されたものに限る。)に関する自己の特許出願について、その出願審査の請求をする者が当該事業を行う中小企業者であるときは、政令で定めるところにより、特許法第百九十五条第二項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料を軽減し、又は免除することができる。

福島復興再生特別措置法第84条は、同法第81条第1項によって福島県知事が作成し、内閣総理大臣の認定を受けた重点推進計画(中小企業者が行う廃炉等、ロボット、農林水産業その他の分野における技術の高度化に関する研究開発を行う事業であって、新たな産業の創出に寄与するものに関する事項(事業内容や実施主体、実施期間等)に係る部分に限る。)に基づいて行う当該事業の成果に係る特許発明について、特許庁長官は、政令で定めるところにより、特許料及び審査請求料を減免等できる旨を規定していた。

今般の改正で中小企業者向けの特許料及び審査請求料の減免に関する一般的な規定を特許法に措置することから、福島復興再生特別措置法第81条第3項第1号及び第84条関連の規定を削除した。

具体的には、福島復興再生特別措置法第81条第3項第1号を削り、同項第2号の規定を新第3項に書き下した。また、第84条を「削除」に改正し、これに伴う技術的改正を行った。

◆特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法第10 条(廃止)

(特許料等の特例)

- 第十条 特許庁長官は、認定研究開発事業計画に従って行われる研究開発事業の成果に係る特許発明(当該認定研究開発事業計画における研究開発事業の実施期間の終了日から起算して二年以内に出願されたものに限る。)について、特許法(昭和三十四年法律第百二十一号)第百七条第一項の規定による第一年から第十年までの各年分の特許料を納付すべき者が次の各号のいずれにも該当する者であるときは、政令で定めるところにより、特許料を軽減し若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる。
 - 一 当該研究開発事業を行う中小企業者
 - 二 その特許発明が特許法第三十五条第一項に規定する従業者等 (以下この号及び次項第二号において「従業者等」という。)がし た同条第一項に規定する職務発明(次項第二号において「職務発 明」という。)であって、契約、勤務規則その他の定めによりあ らかじめ同条第一項に規定する使用者等(以下この号及び次項第 二号において「使用者等」という。)に特許を受ける権利を承継 させることが定められている場合において、その従業者等から特 許を受ける権利を承継した使用者等
- 2 特許庁長官は、認定研究開発事業計画に従って行われる研究開発 事業の成果に係る発明(当該認定研究開発事業計画における研究開 発事業の実施期間の終了日から起算して二年以内に出願されたもの に限る。)に関する自己の特許出願について、その出願審査の請求 をする者が次の各号のいずれにも該当する者であるときは、政令で 定めるところにより、特許法第百九十五条第二項の規定により納付 すべき出願審査の請求の手数料を軽減し、又は免除することができ

る。

- 一 当該研究開発事業を行う中小企業者
- 二 その発明が従業者等がした職務発明であって、契約、勤務規則 その他の定めによりあらかじめ使用者等に特許を受ける権利を承 継させることが定められている場合において、その従業者等から 特許を受ける権利を承継した使用者等

特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法(以下「アジア拠点化推進法」という。)第10条は、同法の特定研究開発計画を行う中小企業者に対する特許料及び審査請求料の減免を規定していたが、今般の改正で中小企業者向けの特許料及び審査請求料の減免に関する一般的な規定を特許法に措置することから、これを廃止した。

具体的には、アジア拠点化推進法第10条を削るとともに、条番号を修正する改正を行った。また、これに伴い、同法第16条第1項の「<u>第14条</u>の規定」を「第12条の規定」に改正した。

◆産業競争力強化法第66条(改正)

第六十六条 特許庁長官は、産業競争力の強化に資するものとして経済産業省令で定める技術の分野に属する発明に係る特許出願に係る特許法(昭和三十四年法律第百二十一号)第百七条第一項の規定による第一年から第十年までの各年分の特許料を納付すべき者が新たな産業の創出による産業競争力の強化に対する寄与の程度及び資力を考慮して政令で定める要件に該当する者(同法第百九条の二第一項の政令で定める者を除く。次項において同じ。)であるときは、政令で定めるところにより、特許料を軽減し若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる。

2 (略)

3 特許庁長官は、第一項に規定する発明に係る日本語でされた国際 出願(特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律(昭和五十三 年法律第三十号)第二条に規定する国際出願をいう。)をする者が 新たな産業の創出による産業競争力の強化に対する寄与の程度及び 資力を考慮して政令で定める要件に該当する者(同法第十八条の二 の政令で定める者を除く。)であるときは、政令で定めるところに より、同法第十八条第二項(同項の表二の項に掲げる部分を除く。) の規定により納付すべき手数料(同項に規定する同表の第三欄に掲 げる金額の範囲内において同項の政令で定める金額に係る部分に限 る。)を軽減し、又は免除することができる。

産業競争力強化法第66条は、産業競争力の強化に資するものとして経済 産業省令で定める技術の分野に属する発明に係る特許出願について、新た な産業の創出による産業競争力の強化に対する寄与の程度及び資力を考慮 して政令で定める要件に該当する者に対し、特許庁長官は、政令で定める ところにより、特許料等を減免等できる旨を規定していた。今般の改正に より、産業競争力強化法が規定する特許料の減免等の対象(「新たな産業 の創出による産業競争力の強化に対する寄与の程度及び資力を考慮して政 令で定める要件に該当する者」)の一部は、特許法に基づいて減免が受け られることとなったため、産業競争力強化法の減免対象から、特許法の減 免対象を控除する改正を行った。

具体的には、産業競争力強化法第66条第1項を改正し、特許料の減免等の対象から、特許法第109条の2第1項の政令で定める者を除いた。これにより、産業競争力強化法第66条第2項が規定する審査請求料の減免の対象からも同じ者が除かれる。

また、国際出願関連手数料の減免を規定する産業競争力強化法第66条第3項についても同様に改正し、国際出願関連手数料の減免の対象から、国際出願法第18条の2の政令で定める者を除くこととした。

産業競争力強化法に基づく減免制度は、平成25年の同法制定時、平成26年4月から平成30年3月まで(以下「集中実施期間」という。)に特許の審査請求又は国際出願を行った特許出願を対象とした時限措置として設けられた。集中実施期間の終了に伴い当該制度は終了したが、いまだ支援措置に対するニーズが大きかったことから、産業競争力強化法等の一部を改正する法律(平成30年法律第26号)により産業競争力強化法の特許料減免が恒久措置とされた。新産業競争力強化法は平成30年7月9日から施行されているが、新特許法が施行された平成31年4月1日からは、大半の中小・ベンチャー企業は特許法に基づいて減免措置を受けられることとなった。

(2) 他改正事項

◆研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律第22条(改正)

(国の委託に係る国際共同研究の成果に係る特許権等の取扱い)

第二十二条 国は、その委託に係る研究であって本邦法人と外国法人、 外国若しくは外国の公共的団体又は国際機関(第三号において「外 国法人等」という。)とが共同して行うものの成果について、産業 技術力強化法(平成十二年法律第四十四号)<u>第十七条第一項</u>に定め るところによるほか、次に掲げる取扱いをすることができる。

一~三 (略)

今般の改正により、産業技術力強化法第17条及び第18条を削ることで、同法第19条が第17条となることから、同条を引用している研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律(平成20年法律第63号。以下「研究開発システム法」という。)第22条を改正した。

具体的には、研究開発システム法第22条の「産業技術力強化法(平成12年法律第44号) 第19条第1項」を「産業技術力強化法(平成12年法律第44号)第17条第1項」に改正した。

◆学校教育法の一部を改正する法律附則第2条(改正)

附則

(助教授の在職に関する経過措置)

第二条 次に掲げる法律の規定の適用については、この法律の施行前 における助教授としての在職は、准教授としての在職とみなす。

一~九 (略)

十 特許法 (昭和三十四年法律第百二十一号) 第百九条の二

十一~十五 (略)

<u>十六</u> 産業技術力強化法(平成十二年法律第四十四号)<u>附則第二条</u> <u>十七</u> (略)

今般の改正により、産業技術力強化法第17条を削るため、同条を引用する学校教育法の一部を改正する法律(平成17年法律第83号。以下「学校教育法改正法」という。)附則第2条第15号を削る必要があった。他方、同条は助教授としての在職を准教授としての在職とみなすものであるが、今般新設する特許法新第109条の2第3項第1号が規定する准教授についても、その助教授時代の発明を減免等の対象とすべく、助教授としての在職を准教授としての在職とみなす必要があった。よって、同条を新たに学校教育法改正法附則第2条に規定した。

具体的には、学校教育法改正法附則第2条第15号を削り、号番号を修正 した上で、第10号に「特許法(昭和34年法律第121号)第109条の2」を規 定した。

5. 施行期日及び経過措置

(1) 施行期日

改正法の公布の日から起算して1年を超えない範囲において政令で定める日から施行することとした(改正法附則第1条第4号)。

具体的な施行期日は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令(平成31年政令第1号)により、平成31年4月1日とした。

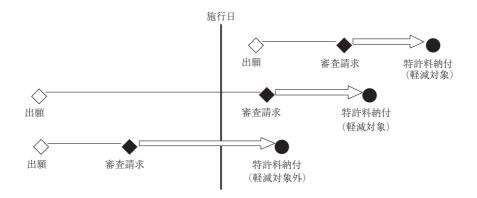
(2) 経過措置

◆改正法附則第11条

(特許料の特例に関する経過措置)

第十一条 第三条の規定(附則第一条第四号に掲げる改正規定に限る。)による改正後の特許法第百九条の二第一項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日(以下この条及び附則第十五条において「第四号施行日」という。)以後に出願審査の請求をする特許出願に係る特許料について適用し、第四号施行日前に出願審査の請求をした特許出願に係る特許料については、なお従前の例による。

特許料の軽減対象は、新法施行以後に審査請求された特許出願の特許料に限ることとしている。出願日を基準にすると、出願人が減免を受けるため新法施行日まで出願を待ち他者に先願の地位を奪われるおそれがあり、また、特許査定送達の日を基準にすると、査定送達の日まで出願人が自らの出願が軽減対象となるか否かを判断することができないという不都合が生じる。これらの事情から、ユーザーの利益に鑑みて、審査請求日を基準としたものである。



◆改正法附則第15条

(国際出願に係る手数料の特例に関する経過措置)

第十五条 第七条の規定による改正後の特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律第十八条の二の規定は、第四号施行日以後にする国際出願に係る手数料について適用し、第四号施行日前にした国際出願に係る手数料については、なお従前の例による

国際出願関連手数料の軽減については、改正法の施行後にする国際出願 に係る手数料に限定し、改正法の施行前にした国際出願に係る手数料につ いては、なお従前の例による旨を規定した。